

議員提出議案第6号

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年3月29日

提出者

7番	小 山 たつや	17番	秋 家 聡 明
19番	佐藤 ゆうだい	21番	大 高 た く
24番	池田 ひさよし	25番	米 山 真 吾
27番	小 用 進	31番	三小田 准 一
32番	中 村 しんご	33番	荒 井 彰 一
34番	牛 山 正	35番	く ぼ 洋 子
36番	倉 沢 よう次		

葛飾区議会議長 舟 坂 ちかお 殿

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

政府は、平成22年度から「子ども手当」をスタートさせるが、その財源について、当初「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、平成22年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出した。

平成22年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという“変則”であり、地方自治体や事業主にも負担が求められることとなった。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求めるものである。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。また、平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること
- 2 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施

する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容と

すること

2. 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てに必要、子育て支援に必要

していくこと

- 4 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。